文教委員会資料 令和4年9月27日 学務 課 済美教育センター 教育人事企画課

新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等について

令和4年5月以降の主な取組等について報告する。

1 児童・生徒・教員の感染状況

(1) 感染者数

	2年度	3年度	4年度		
			(5/24 現在)	(9/20 現在)	5/24 以降の 増加分
小学生	83 名	3,080 名	648 名	2,700 名	(+2,052名)
中学生	30名	607名	122名	663名	(+541名)
教員(常勤)	13名	140名	25 名	181 名	(+156名)

(2) 特記事項

- 児童生徒の感染者数は7月初旬から増え始め、同月中旬に急増し、1日 119 件をピークに減少に転じた。
- 感染経路は、感染経路不明6割程度、家庭内感染3割程度であった。
- 感染者の多くは新規感染者であったが、4月以降に2回感染した事例の報告が11件あり、 変異株による再感染の可能性も考えられた。

(3) 臨時休業の対応 ※9月20日現在

○ 5月以降、学級閉鎖した学校数及び学級数は増加し、小学校 22 校 50 学級、中学校 6 校 8 学級が学級閉鎖(学年閉鎖となった学級を含む)となった。特別支援学校の学級閉鎖はなかった。

2 2学期以降の対応について

(1) 感染者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間の短縮

○ 感染者の療養期間

有症状者:発症日(0日目)から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から療養解除とする。(入院者は従来通り)

無症状者: 検体採取日(0日目)から7日間を経過した場合には8日目に療養解除とする。 5日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたものに限る。)で陰性を確認した 場合は、6日目から解除を可能とする。

○ 濃厚接触者の待機期間

感染者との最終接触日(0日目)の翌日から5日間(6日目解除)とする。ただし、無症状で、2日目及び3日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたものに限る。)で陰性を

確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

※ 感染者については、発症後 10 日間 (無症状者の場合検体採取日から7日間)、感染者との 最終接触から7日間が経過するまでは感染リスクが残存すること、濃厚接触者については、 7日間が経過するまでは発症リスクが残存することから、ハイリスク者との接触やハイリ スク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着 用すること等の感染対策を行う。

(2) 学校における濃厚接触者の特定について

- 感染者が発生した場合は、校内での濃厚接触にあたる教育活動の有無について学校長が判断を行う。
- 同一の集団活動(同一学級、同一部活動等)の中で、集団感染(同時に5人以上)が発生した場合は、限られた空間におけるなんらかの感染拡大要因の存在が疑われることから、必要に応じて、学務課に配属されている保健師(杉並保健所兼務)が、学校調査を行う。

(3) 臨時休業の判断について

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校・学校医・教育委員会・保健所で協議し学級閉鎖を判断する。
 - ① 同一の学級において、感染経路不明の児童生徒の感染が複数判明した場合
 - ② 同一の学級において、感染が確認された児童生徒が1名であっても、周囲に未診断の 風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 同一の学級において、感染者が1名発生し、当該感染者の濃厚接触者が複数いる場合
 - ④ その他、教育委員会で必要と判断した場合
 - ※ 感染可能期間(感染者の発症日から2日前に遡る)に学校に来ていない者の発症は除く。
 - ※ 同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒の間で感染経路に関連がない場合や、学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は、学級閉鎖を行う必要はない。
- 学級閉鎖の期間は、活動様態等の確認を踏まえて5日間程度(土日祝日を含む)を目安とする。ただし、未診断の風邪等の症状を有する者が、検査の結果、陰性を確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことを可能とする。
- 学年内で感染が拡大している可能性が高い場合は、学年閉鎖を実施する。
- 学校閉鎖は、複数の学年で学年閉鎖や学級閉鎖が実施され、学校内での感染が拡大している可能性が高い場合に実施する。